

静岡県告示第350号

美術館観覧料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月22日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社リクルートペイメント	東京都千代田区丸の内1－9－2
株式会社DG フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3－5－7

2 指定をした日

令和4年3月8日